

新たな児童手当のお知らせ

次代の社会を担う児童の健やかな成長のために

平成24年4月から、子ども手当にかわり、新たな児童手当が支給されます。

問子育て支援課 ☎209

支給額
新たな児童手当は、これまで支給されていた子ども手当と比較して、支給の対象となるお子さんの年齢や支給する手当の額などに変更はありませんが、所得制限が導入されるなどの修正点があります。

平成24年4月以後の児童手当の支給額は表1のとおりです。

■表1 児童手当の支給額

(1) 所得が一定額以下の場合

年齢区分	支給額(月額)	
3歳未満(誕生日の月まで)	15,000円	
3歳以上小学校修了前まで	第1子・第2子	10,000円
	第3子以後	15,000円
中学生(15歳到達以後最初の3月31日まで)	10,000円	

※第1子、第2子、第3子などの認定は、18歳以下のお子さんの人数で数えます。

(2) 所得が一定額以上の場合

年齢区分	支給額(月額)
0歳から15歳到達以後最初の3月31日まで	5,000円

※所得が一定額以上の場合、平成24年6月分以後の児童手当は支給されませんが、当分の間、お子さんの年齢にかかわらず、15歳到達以後最初の3月31日までのお子さんについて、支給されることとなっています。

所得制限
新たな児童手当には、所得の制限が設けられます。受給者の方の所得が一定額以上の場合(表2を参照)、平成24年6月分の児童手当(平成24年10月に支給される手当)以後は支給されません。ただし、当分の間、表1(2)のとおり、支給されます。

■表2 所得による制限の例

扶養親族等の数	所得額	収入額(目安)
0人	622万円	833.3万円
1人	660万円	875.6万円
2人	698万円	917.8万円
3人	736万円	960.0万円

■表3 平成24年度の支給の時期

支給の時期	6月	10月	2月
所得による制限	なし	あり	あり
支給の内容	子ども手当 2,3月分 児童手当 4,5月分	児童手当 6~9月分	児童手当 10~1月分

平成24年度の児童手当の支給の時期は、表3のとおりです。

支給の時期

手続き
平成24年3月31日までに、「子ども手当の認定(注)」を受けている方は、児童手当法による認定を受けているものとみなされます。このため、平成24年4月においては、請求などの手続きは必要ありません。ただし、次の方は請求などの手続きが必要となります。
①特措法の認定を受けていない方(必ず、平成24年9月28日までに手続きをしてください。)
②出生などにより、新たに養育する子どもができた方
③すでに支給を受けていて、出生などにより養育する子どもが増えた方
④すでに支給を受けていて、他の市町村から引越越しをされた方
(注)平成23年度における子ども手当の支給等に関する特措法の認定のことです。平成23年10月から平成24年1月までの子ども手当を受給している方は、この認定を受けている方です。

現況届
児童手当法では、児童手当の支給を受けている方は、所得などの状況を届け出なければなりません。



子ども手当の認定請求
平成23年10月分から24年3月までの子ども手当については、認定請求をしていない場合は、支給されません。この請求は、平成24年9月28日までにを行う必要がありますので、請求をしていない方は、お早めに認定請求手続きを行ってください。

■目標領域および方向性

目標領域	方向性
栄養・食生活(嗜好品含む)	生活習慣病を予防するとともに、生活の質の向上のためには、乳幼児期からの食育の推進や、規則正しい食生活と家族や仲間と食事を楽しむことが大切です。生活習慣病に関する知識の普及や情報提供を行うとともに、メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)に着目した特定健康診査の受診者を増やし、個別保健指導を行いながら、生活習慣を改善するための支援の充実を図ります。栄養に関する知識の普及、啓発を行い、自分の適正体重がわかり、バランスのよい食事と適度な嗜好品のとり方のわかる人を増やします。また、喫煙・受動喫煙による健康へのリスクを知らせ、禁煙を支援します。
身体活動・運動	運動や身体活動を無理せず継続的に行うことにより基礎体力をつけ、いくつになってもいきいきと社会活動や自分のしたいことができる身体活動能力の維持・向上を目指します。また、様々な機会を通じて、身体を動かすことの大切さを伝えていきます。
休養・こころの健康	こころと体のバランスを保つために、休養・ストレス管理など、こころの健康に関心を持ち、楽しくいきいきとした生活を送ることを目指します。
歯の健康	自分に合った歯の健康管理ができ、いつまでも自分の歯に自信が持てる人を増やします。

この計画では、市民の皆さんにご協力いただいた「健康状況に関するアンケート」の結果を踏まえながら、新たに生活習慣病に係るメタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)の項目を取り入れ、健康診査など「予防」の重要性に対する理解を促進し、健康増進の総合的な推進を図ることとしました。

市民の皆さんが、生涯健康でいきいきと暮らすことのできるまちを目指すと同時に、心豊かな満足できる生活を送ることができるよう、生涯を通じて健康づくり施策を推進してまいります。 ※詳しくは、市ホームページをご覧ください。



八潮市健康づくり行動計画(改訂版)を策定
市民の健康づくりのため、「八潮市健康づくり行動計画」を見直し、新たに改訂版を策定しました。
問健康増進課 ☎95・3381